

岡 公 共 第 7 3 4 号
岡 教 互 第 2 7 1 号
平 成 3 1 年 3 月 4 日

所 属 所 長 殿

公 立 学 校 共 済 組 合 岡 山 支 部 長
(公 印 省 略)
一 般 財 団 法 人 岡 山 県 教 育 職 員 互 助 組 合 理 事 長
(公 印 省 略)

年 度 末 人 事 異 動 に 伴 う 提 出 書 類 等 に つ い て

平 成 3 0 年 度 末 人 事 異 動 に 伴 う 公 立 学 校 共 済 組 合 岡 山 支 部 及 び 一 般 財 団 法 人 岡 山 県 教 育 職 員 互 助 組 合 へ の 提 出 書 類 及 び 提 出 期 限 に つ い て は、次 の と お り で す。

事 務 処 理 に 当 た っ て は、該 当 者 が 不 利 益 等 を 受 け る こ と が な い よ う、よ ろ し く お 願 い し ま す。

記

1 提 出 書 類

「年度末人事異動に伴う提出書類」(別表1)のとおり。

書類作成のための様式等

- **市町村立の小学校及び中学校の県費負担又は岡山市立の小学校、中学校及び高等学校の新規採用者**
関係書類一式を辞令交付時に教育事務所、岡山市教育委員会を通じてお渡しします。
- **上記以外の所属所の新規採用者、常勤的非常勤職員で2年目の者(注)及び他の共済組合からの転入者**
該当する様式等に加え、別紙①「共済組合・互助組合制度の概要」及び別紙②「組合員証の交付申請手続き」並びに別添の記入例を複写したものをお渡しください。
- **退職者**
該当者には、関係書類一式を退職準備セミナー等でお渡ししていますが、セミナー欠席等で受け取っていない方については、福利厚生班まで連絡してください。
- **他支部又は他共済への転出者・岡山支部内の異動者・再任用制度適用職員(常勤職員のみ)**
該当する様式等をお渡しください。なお、再任用の期間満了者については福利課から所属所長あてに関係書類を送付済です。

(注)：常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち雇用関係が事実上継続し、所定の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超える者

2 提 出 期 限

平成31年4月5日(金) 福利課必着

ただし、退職者に係る書類については、「平成30年度退職準備資料に係る〈補足資料〉」(別途事務連絡参照)に記載のとおりとなりますので、御注意ください。

3 資格取得に伴う被扶養者等の手続き

新たに共済組合員又は互助組合準会員（注）になった者で、被扶養者又は扶養家族の要件を備える者がいる場合は、次により事務処理をお願いします。

（1）共済組合

資格取得時に通常の被扶養者認定と同様の手続きを行ってください。他の共済組合又は公立学校共済組合の他支部からの転入者で、被扶養者の資格に変更がなく引き続いて認定する場合は、転出元の他共済又は他支部の組合員証（被扶養者証を含む）の写を被扶養者申告書に添付することで添付書類に代えることができます。

（2）互助組合

（1）により被扶養者に認定された者のうち配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族は、その被扶養者となった日から会員の扶養家族となります。

互助組合員準会員（注）となり転出先の共済組合で被扶養者の認定を受けた場合は、準会員扶養家族申告書（「福利事務の手引様式集」18頁）を転出先から提出してください。

（注）互助組合準会員

○岡山大学教育学部附属幼稚園・小・中・特別支援学校に勤務する文部科学省共済組合員

○地方自治法第252条の17の規定により、岡山県教育委員会から市町村教育委員会（岡山市等を除く）に派遣された職員

4 その他

公立学校共済組合員証の交付は電算処理のため、発行日が限定されますので、関係書類を期限までに提出してください。なお、書類の未提出や不備等がある場合、組合員証及び被扶養者証（保険証）の発行ができませんので予め御了承ください。

前年度からの変更点

1 資格取得に係る様式について、一部統合しましたので、記入例等を参照の上、ご記入ください。

<現行>

- ・組合員資格取得届書
- ・組合員転入届
- ・給付金口座等申出書

<変更後>

組合員資格取得届書 兼 転入届書

5 提出先及び問い合わせ先

〒700-8570（住所記載不要） 岡山県教育庁福利課

事務内容	提出班名	直通電話番号
共済組合の資格取得・喪失等及び共済組合・互助組合の諸給付	給付班	(086) 226-7606
共済組合の転出入・年金関係	年金班	(086) 226-7605
互助組合準会員関係	互助経理班	(086) 226-7609
退職互助の会員関係	退職互助班	(086) 226-7610
貸付関係	共済経理・貸付班	(086) 226-7608
退会記念品関係及び退職準備セミナーに不参加の退職者	福利厚生班	(086) 226-7603

共済組合・互助組合制度の概要

新しく採用されたことなどにより、公立学校共済組合岡山支部に加入する方は、一般財団法人岡山県教育職員互助組合にも加入することになりますが、概要は次のとおりです。

共済組合

公立学校共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき設立された法人で、職員の相互救済による生活の安定と福祉の向上を目的とし、その制度は、医療給付と年金給付を併せもつ社会保障制度となっています。公立学校の教職員と、都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員等をもって組織され、全国を一単位として東京に本部、各都道府県に支部が置かれています。

互助組合

一般財団法人岡山県教育職員互助組合は、岡山県職員の共済制度に関する条例に基づいて設置され、共済組合と同じく相互救済と福利の増進を目的に、公立学校共済組合岡山支部の組合員を主体として組織された団体です。共済組合の補完的役割を果たし、さらに福利の充実を進めるため、給付や各種の事業を実施しています。

- 1 共済組合は、皆様の掛金と県・市町村等の負担金、互助組合は、皆様の掛金で運営されています。事業の概要については次のとおりです。

<共済組合>

- ・短期給付事業 : 療養の給付などの医療給付、休業給付、災害給付
- ・長期給付事業 : 老齢厚生年金などの年金給付
- ・福祉事業 : 貸付事業、直営病院（中国中央病院など）、直営の宿泊施設（ピュアリティまきび等）、人間ドックや器官別検診等

<互助組合>

- ・給付事業 : 療養補助金等
- ・文化厚生事業 : 人間ドック、文化・リフレッシュ助成等
- ・その他事業 : 貸付事業、預金事業、保険事業、公益事業

- 2 共済組合・互助組合への加入手続き等

<共済組合>

別紙②「組合員証の交付申請手続き」を参照の上、すみやかに必要書類を提出してください。

<互助組合>

次のいずれかに該当したときは、互助組合の会員となります。

- (1) 公立学校共済組合岡山支部の組合員
- (2) 互助組合の役職員
- (3) 岡大附属幼・小・中・特別支援学校の教職員又は市町村教委に県から派遣されている職員で準会員として認める者

※ (2)～(3)に該当する場合は、新所属所から「互助組合加入申込書」（「福利事務の手引様式集」17頁）の提出が必要です。

3 被扶養者及び扶養家族の範囲

< 共済組合 >

被扶養者の資格要件は、主として組合員の収入により生計を維持する3親等内の親族で、恒常的な年間所得（収入）が130万円（その者の所得の全部若しくは一部が障害を事由とする公的年金または60歳以上の公的年金受給者は180万円）未満である場合です。

< 互助組合 >

加入する共済組合の被扶養者として認定された者のうち、配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族。

4 共済組合・互助組合給付金等の送金

共済・互助組合から送金する給付金等については組合員（会員）本人名義の預金口座へ組合から直接振り込みます。

5 その他

- (1) 共済組合・互助組合に関する事務は県教育庁福利課で行っています。
- (2) 共済組合に加入して必要書類を提出すると「組合員証」が交付されます。これは、医療機関を受診する際に「保険証」として提示するだけでなく、共済組合員である身分を証明するものですので、無くしたり、汚したりしないよう大切に保管してください。
- (3) 他の共済組合からの転入者で、前共済組合事業の人間ドックの申込みをされている場合は、今回の異動により共済組合の制度が異なるため、新たに人間ドックの申込みをしなければ受診することができませんので御注意ください。申込みは平成31年4月1日（月）から4月22日（月）までになりますので期限厳守をお願いします。人間ドックの申込等の詳細については後日通知する「平成31年度人間ドックの募集について」を御覧ください。

組合員証の交付申請手続き

地方公務員等共済組合法施行規程第91条及び第93条に基づき、次の書類を所属所長（校長等）から、すみやかに公立学校共済組合岡山支部（県教育庁福利課）に提出し、組合員証（保険証）の交付を受けてください。

1 共済組合員の資格を取得した者の提出書類

共済組合員の資格を取得した者	提出書類				
	組合員資格取得届書兼転入届書	年金加入期間等報告書	組合員個人番号届出書	履歴書	勤務状況等証明書
新規採用者 （期限付任用職員を除く）	○	○	○		
18日以上勤務した月が引き続いて12月を超えるに至った者で、13月目以後も引き続き任用された者	○	○	○		○
公立学校共済組合の他の支部（他府県）からの転入者	○	○	○	○	
他の共済組合（市町村職員共済組合等）からの転入者	○	○	○	○	

- (注) 1 公立学校共済組合の他支部からの転入者は、元の支部の組合員証を添付してください。
- 2 県費負担職員の再任用制度適用職員（常勤職員のみ）は組合員証番号が変更になりますので、組合員異動報告書・組合員証等・辞令の写しを提出してください。
- 3 県費負担職員と岡山市立の小・中・高等学校間の異動は、組合員証番号が変更となる場合（※）があります。その場合は組合員異動報告書・組合員証等・辞令の写しを提出してください。
- ※職員番号を発令庁・採用先へ御確認ください。

2 提出書類の記入上の留意事項

提出書類	留意事項
組合員資格取得届書兼転入届書	記入例、裏面をよく確認し記入する。
年金加入期間等報告書	記入例、裏面をよく確認して記入する。 (注) 講師から新規採用された場合、講師の発令が3月30日までの場合がありますので3月31日の年金加入状況の確認をお願いします。
組合員個人番号届出書	個人番号（マイナンバー）については市町村より送付された「通知カード」等を確認し、記入すること。
履歴書	<u>他共済・他支部からの転入者のみ提出が必要。</u> 平成31年4月1日以前の履歴事項全文が記載されているものを1部提出する。 ※前任命権者（前教育委員会）又は前所属管理の履歴書の写し等で差し支えありません。 (注) 必ず氏名の横に本人の印鑑を押印してください。

提出書類	留意事項
勤務状況等 証明書	今回の発令前1年間の月別の勤務日数について所属所長において証明する。 (市町村費負担職員については、任命権者の証明が必要です。)

*なお、書類の未提出や不備等がある場合、組合員証（保険証）の発行ができませんので予め御了承ください。

*個人番号（マイナンバー）の取扱いについては「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」及びその他規程等に十分注意を払って行ってください。

個人番号（マイナンバー）が記載された書類等を送付する際は、封入封緘し、追跡可能な移送手段（簡易書留等）を用いての郵送を御利用ください。

3 提出期限

平成31年4月5日（金） 福利課必着

4 提出先

〒700-8570（住所記載不要）

岡山県教育庁福利課給付班

（086）226-7606（直通電話）

異動区分			組合員資格 取得届書 兼 転入届書	年金加入 期間等 報告書	組合員個人 番号届出書	履歴書 (1部)	勤務状況等 証明書	組合員 転出届	組合員 異動報告書	辞令の写	組合員証 及び 被扶養者証	互助組合 加入申込書	年金 請求書等	退職届書等	任意継続 組合員 申出書等	退会金 請求書	退会記念品 請求内申書	退職互助に 係る書類	貸付に係る 書類			
「福利事務の手引様式集」の頁			P.1	P.2	P.3-1	P.67-2	P.4	P.6	P.7	-	-	P.17	-	P.67-1	P.16	P.56	P.57	-	-			
資格 取得	新規加入者	新規採用者 (期限付任用職員を除く)	○	○	○							○ 準会員のみのみ										
		18日以上勤務した月が 引き続いて12月を超えるに 至った者で、13月目以後 引き続き任用される場合	○	○	○		○													○ (別表2を参照)		
	取 得	他の共済組合(地方職員共済組合、市町村職員組合等)からの転入者	公立学校共済組合の他の支部(他府県)からの 転入者	○	○	○	○						○ 元支部のもの									○ (別表3を参照)
			他の共済組合(地方職員共済組合、市町村職員組合等)からの転入者	○	○	○	○															
資格 喪失	退職者(再任用制度適用職員【常勤再任用職員のみ】含む)	公立学校共済組合の他の支部(他府県)への 転出者				○ 退職届書用			○		○ 異動報告書に 添付して返納				○ 該当者のみ				○ (別表2を参照)			
			他の共済組合(地方職員共済組合、市町村職員組合等)への 転出者				○		○	○		○ 転出先の 支部へ返納				○ 該当者のみ				○ (別表3を参照)		
	他の共済組合(地方職員共済組合、市町村職員組合等)への 転出者	新年度より互助組合準会員(市町村(岡山市を除く)教育委員会又は岡大附属幼・小・中・特別支援学校へ派遣される者の場合)				○		○	○		○ 新所属所から										○ (別表3を参照)	
		上記以外の場合				○		○	○		○ 異動報告書に 添付して返納					○ 該当者のみ			○ (別表2を参照)			
岡山 支部 内の 異動	給与負担区分 の異動	市町村費等負担組合員の同一市町村内での 所属所異動(岡山市立の小・中・高等学校を除く)							○													
		給与負担区分 の異動(組合員 証等番号変更)	県費負担組合員 →岡山市立の小・中・高等学校							○	○	○ (*1)										
		県費負担組合員 →上記以外の 市町村費等負担組合員								○	○											
	新年度より県費再任用制度適用職員 【常勤再任用職員のみ】(組合員証等番号変更)	市町村費等負担組合員 →他の市町村費等負担組合員								○	○	○ 異動報告書に 添付して返納										
		新年度より岡山市立の小・中・高等学校 再任用制度適用職員【常勤再任用職員のみ】								○ 新所属所から	○						○ 該当者のみ		○ (別表2を参照)			
									○ 新所属所から	○						○ 該当者のみ		○ (別表3を参照)				

表2行目の「福利事務の手引様式集」の頁欄に頁を表示しております。様式等につきましては、ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」からダウンロードしてください。なお、頁の表示がない様式につきましては福利課へご連絡ください。
 (*1) 職員番号が変更される場合のみ(職員番号に関しては採用先・発令庁に確認してください)

互助組合退職互助に係る提出書類

別表2

退職互助では、年度末人事異動により次のとおり会員の異動手続きが必要となりますので、事務処理方よろしく願います。

異動区分		内 容	様 式		備 考
資 格 取 得	35歳超の者	退職までに15年以上の見込みのある者が、	退職互助加入届	様式第1号 (様式集103頁)	加入を希望しない場合でも提出必要
		<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用された場合 ・公立学校共済組合の他の支部(他府県)から今回初めて転入した場合 ・他の共済組合(地方職員共済組合、市町村職員共済組合等)から今回初めて転入した場合 			
	転入者 (復帰者)	前回、他の共済組合等に転出した時に「会員期間通算申出書」を提出した者について、	転出者復帰申出書	様式第9号の2 (様式集106頁)	「会員期間確認証」を添付
		転入後、退職までに退職互助の現職会員期間を通算して15年以上の見込みがある場合	脱退一時金請求書	様式第8号 (様式集104頁)	「会員期間確認証」を添付 掛金総額の4/5に相当する額を給付
資 格 喪 失	退 職 者	退職互助の現職会員期間を通算して15年以上ある場合	特別会員異動届 (退職準備セミナーで配付済)	様式第3号 (様式集107-1頁)	掛金に不足がある場合は、 後日送付する納付書により納入
		退職互助の現職会員で50歳未満または、退職互助の現職会員期間を通算して15年未満の場合	脱退一時金請求書 (退職準備セミナーで配付済)	様式第8号 (様式集104頁)	掛金総額の4/5に相当する額を給付
	転 出 者	退職互助の現職会員で、公立学校共済組合の他の支部(他府県)又は他の共済組合(地方職員共済組合・市町村職員共済組合等)への転出者について、	会員期間通算申出書	様式第9号 (様式集105頁)	「会員期間確認証」を交付
		<ul style="list-style-type: none"> ・復帰後再び退職互助への加入を希望する場合 (現職会員期間を通算して退職までに15年以上の見込みがある場合) ・退職までに現職会員期間を通算して15年以上の見込みがない場合 ・復帰後、再び退職互助への加入を希望しない場合 	脱退一時金請求書	様式第8号 (様式集104頁)	掛金総額の4/5に相当する額を給付 (今後、退職互助への加入はできない)
	新年度より 再任用制度適用職員 (短時間勤務含む)	上記退職者と同様の手続き			フルタイム勤務の再任用職員の医療給付は、 現職会員の制度を適用
	新年度より 互助組合準会員	岡大附属幼・小・中・特別支援学校に勤務する者又は市町村教育委員会(一部市町村を除く)へ派遣される者			準会員として互助の資格継続(手続き不要)

- 1 提出期限 平成31年4月5日(金) ただし、「退職者」及び「新年度より再任用制度適用職員」の提出期限については、「平成30年度退職準備資料に係る<補足資料>」に記載のとおり
- 2 提出先 〒700-8570 (住所記載不要) 岡山県教育庁福利課退職互助班
- 3 問い合わせ先 (086)226-7610(直通電話)

異動区分（共済組合）		償還方法 (複数ある場合はいずれか1つを選択)		提出書類及び手続方法等	
資格喪失（退職・転出）	退職	即時償還	退職手当より一括控除	手続不要 ただし、退職手当からの控除でなお不足が生じた場合、当共済組合が送付する「納付書」により組合員が残金を返済する。	
	公立学校共済組合の他支部へ転出	給与控除	異動前と同様に給与から控除	手続不要	
	公立学校共済組合岡山支部で借り受けた貸付金 又は 警察共済組合岡山県支部へ転出	一括返済	自己資金	自己資金により一括返済	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）を当共済組合に提出 →当共済組合が送付する「納付書」により返済
			借替	異動後の共済組合で借替えの手続きを行い、当共済組合に一括返済	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）と「借受金残高証明願」（様式集P98）を当共済組合に提出 →当共済組合が「残高証明書」と「納付書」を組合員に送付 →組合員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続きを行い、借受後、直ちに「納付書」により返済
	地方職員共済組合岡山県支部 又は 岡山県市町村職員共済組合へ転出	一括返済	自己資金	自己資金により一括返済	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）を当共済組合に提出 →当共済組合が送付する「納付書」により返済
			借替	異動後の共済組合で借替えの手続きを行い、当共済組合に一括返済	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）と「借受金残高証明願」（様式集P98）を当共済組合に提出 →当共済組合が「残高証明書」と「納付書」を組合員に送付 →組合員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続きを行い、借受後、直ちに「納付書」により返済
【徴収嘱託者】 上記転出者で徴収嘱託により返済している者	徴収嘱託	給与控除	異動前と同様に給与から控除	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）を当共済組合に提出 ※5年以内に当共済組合に復帰する見込みがある場合に限り。	

※上記の転出に該当することがわかり次第、当共済組合に大至急連絡願います。（TEL：086-226-7608）

資格取得（転入）	公立学校共済組合の他支部から転入	給与控除	異動前と同様に給与から控除	手続不要	
	公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合で借り受けた貸付金 又は 警察共済組合岡山県支部から転入	一括返済	自己資金	自己資金により一括返済	異動前の共済組合で手続き
			借替	当共済組合で借替えの手続きを行い、異動前の共済組合に一括返済	〈借替申込書類〉 「貸付申込書等一式」 （HP「おかやま教職員福利厚生ネット」からダウンロード） 「組合員期間証明書」（様式集P72） 「残高証明書」（異動前の共済組合が発行したもの） を当共済組合へ提出
	地方職員共済組合岡山県支部 又は 岡山県市町村職員共済組合から転入	一括返済	自己資金	自己資金により一括返済	異動前の共済組合で手続き
			借替	当共済組合で借替えの手続きを行い、異動前の共済組合に一括返済	〈借替申込書類〉 「貸付申込書等一式」 （HP「おかやま教職員福利厚生ネット」からダウンロード） 「組合員期間証明書」（様式集P72） 「残高証明書」（異動前の共済組合が発行したもの） を当共済組合へ提出
	【徴収嘱託者】 上記転入者で徴収嘱託により返済している者	徴収嘱託	給与控除	異動前と同様に給与から控除	異動前の共済組合で手続き ※5年以内に異動前の共済組合に復帰する見込みがある場合に限り。

(ア) 上記転入者の借替による提出書類のうち、貸付申込書等一式とは、「貸付申込書」、「貸付借用証書」、「貸付事業における個人情報の取扱いに関する同意書」、「借入状況等申告書」の4点

(イ) 上記転入者の借替による貸付申込金額は、残高証明書の残高(経過利息を含み、各種別の貸付限度額の範囲内の額) 1円単位で申込み可
また、申込締切日及び送金日は通常の貸付と同様

(ウ) 上記転入者が「住宅取得特別控除制度」の適用を受けている場合、借替後の償還期間と既に償還している期間の合計が10年(120回)未満になると、制度の適用を受けることができなくなるため注意が必要

「徴収嘱託」とは、異動前の組合で借り受けた貸付をそのまま残し、異動後の給与支給機関において、これまでと同様に給与・ボーナスから償還金の控除を行うことです。

異動区分（互助団体）		償還方法 (複数ある場合はいずれか1つを選択)		提出書類及び手続方法等
岡山県教育職員互助組合で借り受けた貸付金 資格喪失（退職・転出）	[1] 退職	即時償還	退職手当より一括控除 ※市町村費負担会員は当互助組合が送付する納付書により会員が返済する場合あり	手続不要 ただし、退職手当からの控除でなお不足が生じた場合、当互助組合が送付する「納付書」により会員が残金を返済する。
	[2] 岡大附属幼・小・中・特別支援に異動 又は 岡山県教育委員会から市町村教育委員会へ派遣 (地方自治法第252条の17の規定による)	給与控除	当互助組合の準会員として、異動前と同様に給料から控除	手続不要
	[3] 岡山県職員互助会 又は 岡山県警察職員互助会 へ転出	自己資金	自己資金により一括返済	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）を当互助組合に提出 →当互助組合が送付する「納付書」により返済
		一括返済 借替	異動後の互助団体で借替え等ができる場合、借替えの手続きを行い、当互助組合に一括返済 ただし、当互助組合に復帰した場合、借替えによる返済ができないため注意が必要	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）と「借受金残高証明願」（様式集P98）を当互助組合に提出 →当互助組合が「残高証明書」と「納付書」を会員に送付 →会員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続きを行い、借受後、直ちに「納付書」により返済
	[4] 岡山県職員互助会 及び 岡山県警察職員互助会 以外の互助団体へ転出 (上記〔2〕は除く)	徴収嘱託	異動前と同様に給与から控除	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）を当互助組合に提出 ※5年以内に当互助組合に復帰する見込みがある場合に限る。
自己資金		自己資金により一括返済	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）を当互助組合に提出 →当互助組合が送付する「納付書」により返済	
一括返済 借替		異動後の互助団体で借替え等ができる場合、借替えの手続きを行い、当互助組合に一括返済（岡山市市町村総合事務組合に限る） ただし、当互助組合に復帰した場合、借替えによる返済ができないため注意が必要	「貸付金弁済方法申出書」（要請求）と「借受金残高証明願」（様式集P98）を当互助組合に提出 →当互助組合が「残高証明書」と「納付書」を会員に送付 →会員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続きを行い、借受後、直ちに「納付書」により返済	
【徴収嘱託者】 上記転出者で徴収嘱託により返済している者	給与控除	異動前と同様に給与から控除	手続不要	

※上記の転出に該当することがわかり次第、当互助組合に大至急連絡願います。（TEL：086-226-7608）

岡山県教育職員互助組合以外の互助団体で借り受けた貸付金 資格取得（転入）	[1] 岡大附属幼・小・中・特別支援で勤務 又は 岡山県教育委員会から市町村教育委員会への派遣から復帰 (地方自治法第252条の17の規程による)	給与控除	当互助組合の会員として、異動前と同様に給料から控除	手続不要
	[2] 岡山県職員互助会 又は 岡山県警察職員互助会 から転入	自己資金	自己資金により一括返済	異動前の互助団体で手続き
		徴収嘱託	異動前と同様に給与から控除	異動前の互助団体で手続き ※5年以内に異動前の互助団体に復帰する見込みがある場合に限る。
	[3] 岡山県職員互助会 及び 岡山県警察職員互助会 以外の互助団体から転入 (上記〔1〕は除く)	自己資金	自己資金により一括返済	異動前の互助団体で手続き
【徴収嘱託者】 上記転入者で徴収嘱託により返済している者	給与控除	異動前と同様に給与から控除	手続不要	

※岡山県教育職員互助組合には、転入者への借替制度はありませんので、ご了承ください。

「徴収嘱託」とは、異動前の組合で借り受けた貸付金をそのまま残し、異動後の給与支給機関において、これまでと同様に給与から償還金の控除を行うことです。

組合員資格取得届書 兼 転入届書



取得区分	① 1 新規採用 2 公立学校共済組合の他支部(他県)からの転入 ③ 3 他の地方公務員の共済組合からの転入	7 再取得 8 国の共済組合からの転入
------	--	------------------------

所属所名		〇〇市立△△小学校		所 属 コ ー ド	〇A〇〇〇		職員番号		②		0 1 2 3 4 5			
氏 名	フリガナ	⑧ オカヤマ ハナコ												
	漢 字	②③ 岡山 花子						職 名		教 諭				
生年月日	③④	3 昭和 4 平成	〇 〇 〇	年	〇 7 〇	月	4	日	④⑤	性別	男 ⑥ 女	資格取得年月日	④⑦	平成 31 年 4 月 1 日
現住所	郵便番号		④⑧		7 0 0 - 0 0 0 〇		県名	⑤⑥		岡山 県	市(区)郡町村名	⑦⑨		岡山市北区 内山下1-2-3-202

資格取得前に 所属していた組 合に関する事項	組合名		所属所名		資格取得年月日	資格喪失年月日	
	⑩ 地方職員 共済組合		⑪ 岡山県 支部		〇〇部〇〇課		昭和 平成 29年4月1日 平成

資格取得前に有していた老齢または退職、 障害及び遺族等の公的年金である給付	1 あり	⑫ 2 なし	基礎年金番号	
			⑬⑭	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

給付金等 受取口座	金融機関名	支店名	金融機関コード	支店コード	種類	口座番号	
	〇〇 銀行 金庫 組合・農協	〇〇 支店 支所	⑮⑯	1 2 3 4 9 8 7	⑰⑱	1 普通	⑲⑳

上記のとおり届け出ます。 公立学校共済組合岡山支部長 殿 平成 31 年 4 月 1 日 氏 名 岡山花子 (岡山印)	所属所受付印 
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 31 年 4 月 1 日 〒 700-0000 所在地 〇〇市△△1-2-3 所属所名 〇〇市立△△小学校 所属所長職氏名 校長 〇〇 〇〇	支部受付印 

個人番号の申告について	<input checked="" type="checkbox"/>	資格取得届書と同封にて組合員個人番号届出書を提出します
-------------	-------------------------------------	-----------------------------

(記入上の主な留意事項)

【取得区分】

該当する番号に○をしてください。

- ・初めて共済組合へ加入したとき⇒ 1
- ・他都道府県教育委員会から引き続いて転入したとき⇒ 2
- ・他の地方公務員の共済組合(知事部局〇〇課、〇〇市教育委員会等)から引き続いて転入したとき⇒ 3
- ・過去(引き続けている場合を除く)に国又は地方公務員の共済組合へ加入したことがある場合⇒ 7
- ・国の共済組合(〇〇大学附属〇〇学校等)から引き続いて転入したとき⇒ 8

【所属コード】

発令された所属のコード番号(5ケタ)を記入する。

【職員番号】

県費教職員及び岡山市管内の小・中・高等学校所属の教職員は必ず記入すること。

なお、上記以外の者は、記入不要。

【氏名】

姓と名の間は1字あけてください。

【資格取得年月日】

発令年月日を記入する。

【現住所】

「丁目」、「番地」、「号」、「棟」等の場合は、「-」で記入。マンション名は除き、ローマ数字(I・IIなど)はアラビア数字(1・2)におきかえて記入すること。

【資格取得前に所属していた組合に関する事項】

上段【取得区分】にて[2]・[3]・[7]・[8]に○をした場合は、必ず記入すること。

【基礎年金番号】

基礎年金番号通知書等(年金手帳・ねんきん定期便)に記載の番号を記入する。(20歳以上の者)

※基礎年金番号が不明な場合は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

【給付金等受取口座】

岡山県内に本店を持つ金融機関で本人名義のもの。(ゆうちょ銀行は不可)

※利用できる金融機関については一覧表(同通知P15)でご確認ください。

○常勤勤務に服することを要しない者(18日以上勤務した月が引き続いて12月を超えるに至った者)の場合には、勤務状況等報告書(4頁)を添えてください。

○個人番号(マイナンバー)について、届け出が必須ですので、組合員個人番号届出書(3-1頁)を併せて提出してください。

○提出の際、「組合員個人番号届出書」を同封し郵送する場合は、追跡可能な移送手段(簡易書留等)を利用してください。

年金加入期間等報告書

ふりがな	きょうさい はなこ		所属機関名		〇〇市立△△小学校									
組合員氏名	共済 花子		基礎年金番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
生年月日	平成 〇 年 7 月 4 日		基礎年金番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
年金加入期間	年金制度	資格取得年月日	資格喪失年月日	勤務先等	備考									
	<input checked="" type="radio"/> ア 国民年金 <input type="radio"/> イ 厚生年金(一般) <input type="radio"/> ウ 厚生年金(国家公務員共済) <input type="radio"/> エ 厚生年金(地方公務員共済) <input type="radio"/> オ 厚生年金(私学共済) <input type="radio"/> カ その他	昭・平 27年 7 月 3 日	昭・平 29年 4 月 1 日	学生	保険料猶予									
	<input checked="" type="radio"/> ア 国民年金 <input type="radio"/> イ 厚生年金(一般) <input type="radio"/> ウ 厚生年金(国家公務員共済) <input type="radio"/> エ 厚生年金(地方公務員共済) <input type="radio"/> オ 厚生年金(私学共済) <input type="radio"/> カ その他	昭・平 29年 4 月 1 日	昭・平 30年 4 月 1 日	〇〇株式会社										
	<input checked="" type="radio"/> ア 国民年金 <input type="radio"/> イ 厚生年金(一般) <input type="radio"/> ウ 厚生年金(国家公務員共済) <input type="radio"/> エ 厚生年金(地方公務員共済) <input type="radio"/> オ 厚生年金(私学共済) <input type="radio"/> カ その他	昭・平 30年 4 月 1 日	昭・平 31年 3 月 31 日	〇〇市立〇〇小学校講師										
	<input checked="" type="radio"/> ア 国民年金 <input type="radio"/> イ 厚生年金(一般) <input type="radio"/> ウ 厚生年金(国家公務員共済) <input type="radio"/> エ 厚生年金(地方公務員共済) <input type="radio"/> オ 厚生年金(私学共済) <input type="radio"/> カ その他	昭・平 31年 3 月 31 日	昭・平 31年 4 月 1 日	自宅										
加入年金制度ごとに順をおって記入してください。 ・1枚に記入しきれない場合、様式を複写して複数枚に記入してください。 ・講師より採用の場合、講師の発令が3月30日までの場合がありますので、3月31日の年金の加入記録をご確認ください。		20歳以上の方には必ず基礎年金番号があります。 基礎年金番号が不明な場合は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。												
離婚時みなし被保険者期間		平成 年 月 日	平成 年 月 日											
年金未加入期間等		昭・平 年 月 日	昭・平 年 月 日											
私の年金加入期間等について、上記のとおり報告します。 公立学校共済組合岡山支部長殿 平成 31 年 4 月 1 日 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇1-2-3 組合員 氏名 共済花子														

組合員個人番号届出書

【個人番号の利用目的について】

資格取得の際には必ず提出が必要

当組合は番号法別表第1の24の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び39の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」のために個人番号を利用します。

所属所名	〇〇市立△△小学校					所属所コード	0A000					
組合員証番号	K	0	0	0	0	0	性別	女				
組合員氏名	岡山 花子					生年月日	和暦	平成〇〇年 7月 4日				
組合員個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
上記のとおり届け出します。										所属所受付印		
公立学校共済組合岡山支部長 殿 住 所 岡山市〇区〇〇1-1 申告者 組合員氏名 岡山 花子												
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。												
職名 〇〇市立△△小学校長 所属所長又は事務担当者 氏名 〇〇 〇〇												

1. 組合員本人の個人番号（マイナンバー）は、所属所事務担当者に「通知カード」等を提示し、確認を受けてください。
2. 送付する際には、封入封緘し、追跡可能な移送手段（簡易書留等）を利用してください。
3. 個人番号（マイナンバー）の取扱いについては番号法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」及びその他規程等に十分注意を払って行ってください。

③

給付・貸付金等組合員口座振込申出書にて利用できる金融機関一覧表

金融機関名	金融機関コード	金融機関名	金融機関コード
中国銀行	0168	日生信用金庫	1742
トマト銀行	0566	備前信用金庫	1743
おかやま信用金庫	1732	朝銀西信用組合	2672
水島信用金庫	1734	信用組合岡山商銀	2673
津山信用金庫	1735	笠岡信用組合	2674
玉島信用金庫	1738	中国労働金庫	2984
備北信用金庫	1740	県内の農業協同組合	3033～7902
吉備信用金庫	1741		

< 転出者に係る届書記載例 (平成31年4月1日転出の場合) >

運営規則様式第3号

組 合 員 転 出 届 書

組 合 員 氏 名		共 済 太 郎	
生 年 月 日		昭 和・平成	00 年 8 月 22 日
もとの組合に関する事項	組合員資格取得 (就職)の年月日	昭 和・平成	00 年 4 月 1 日
	組合員資格喪失 (転出)の年月日	平 成	31 年 4 月 1 日
	所 属 所 名	〇〇市立△△小学校	
新たな組合に関する事項	所属組合及び支部名	〇〇県市町村職員 共済組合 支部	
	組合員資格取得 (転入)の年月日	平 成	31 年 4 月 1 日
	所属所名	所在地	◇◇市□□町1-1-1
名称		◇ ◇ 市	

上記のとおり組合に転出しましたので届け出ます。

公立学校共済組合岡山支部長 殿

平成 31 年 4 月 1 日

職 名 教 諭
届出者
氏 名 共 済 太 郎



上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 31 年 4 月 1 日

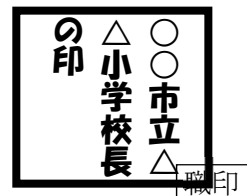
電話番号

〒 700-0000 (086) 123-4567

所在地 〇〇市△△ 1-2-3

所属所名 〇〇市立△△小学校

所属所長職氏名 校長 □ □ □ □



転出者に係る履歴書作成例

（県費負担教職員、県立学校等教職員
岡山市立小・中学校の教職員）

の り づ け 余 白 2 cm 程 度	生年 月日	昭和〇〇年〇月〇〇日	性別	男	(フリガナ) キョウサイ タロウ	共濟
	氏名	共濟 太郎		旧氏名		
	現住所	岡山市〇区〇〇1-2-3			履歴事項を確認のうえ、私印を必ず押印すること	
	学歴	学 校 名	学 部 学 科 名	修 学 期 間	卒修業、中退、在学中	
	資格	年 月 日	名 称	免 許 区 分		
				申 請 区 分		
				有 効 期 限 (修了確認期限)		
			証 明 年 月 日			
			研 修			
			年 月 日	研 修 機 関 名	研 修 の 名 称	
備考						
勤務記録	記入上の注意	1 勤務の日付順に学歴、任免、昇給、賞罰事項等をもれなく記載すること。 2 辞令のあるものは、辞令の本文とおり記入すること。 3 このカードは県教委、学校の保存用以外には使用しないこと。				
勤務記録	発 令 日 付	事 項	発令庁・その他			
	昭和〇〇年4月1日	岡山県〇〇市公立学校教員に任命する	〇〇教育委員会			
		岡山県〇〇市立〇〇小学校教諭に補する				
		小学校中学校教育職員給料表〇等級〇号給を給する				
		.				
		.				
		.				
		.				

【作成について】

- ①所属所保管の履歴カード等を複写(A4)し、提出してください。
- ②任命権者の証明は不要です。福利課から任命権者へまとめて証明を依頼します。

(注意事項)

- ・履歴書は左側2cm程度の余白をつくり左端を糊付けすること。
- ・両面複写しないこと。
- ・履歴事項を確認のうえ、必ず1枚目の氏名の横に私印を押印すること。

転出者に係る履歴書作成例(前ページ以外の市町村費等負担教職員)

履 歴 書

履歴事項を確認のうえ、私印を必ず押印すること

(ふりがな)	きょうさい たろう	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	共済 太郎	旧氏名	岡山 太郎	改姓年月日	平成〇年〇月〇日
年 月 日	事 項			発 令 庁	
昭和〇〇年4月1日	岡山県〇〇市公立学校教員に任命する			〇〇市教育委員会	
	岡山県〇〇市立〇〇幼稚園教諭に補する				
	教育職給料表(2)〇等級〇号給を給する				
昭和56年4月1日	教育職給料表(2)〇等級〇号給を給する (〇〇〇, 〇〇〇円)			〇〇市教育委員会	
昭和57年4月1日	教育職給料表(2)〇等級〇号給を給する (〇〇〇, 〇〇〇円)			〇〇市教育委員会	
)				
平成15年4月1日	教育職給料表(2)〇等級〇号給を給する (〇〇〇, 〇〇〇円)			〇〇市教育委員会	
平成15年6月〇日	期末手当	〇〇〇, 〇〇〇円			
	勤勉手当	〇〇〇, 〇〇〇円			
平成〇年3月31日	<退職発令>			〇〇市教育委員会	
平成〇年4月1日	<出向等の発令>			〇〇市	

(注)出向等の発令まで順をおって、辞令どおり間隙のないように記入してください。
 昭和56年4月1日から平成27年9月30日までの給与発令(給与改定含む)の後には、
給料月額を付記してください。
 平成15年4月1日から平成27年9月30日までの期末・勤勉手当額等を記入してください。

※ 市町村によっては、教育委員会人事担当課で履歴書を発行される場合がありますので、
 所管の市町村教育委員会人事担当課へご照会ください。
 ※ 市町村教育委員会等任命権者の証明を受けて提出してください。

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

※必ず証明を受けること

任命権者 職 名
 氏 名

〇〇市教育委員会



組合員異動報告書

※ 下記のとおり 受理する。	班 長	班	主査

異 動 区 分	組 合 員 証 号 組 号 番 号	氏 名	発 令 (異 動) 年 月 日			旧所属所名	返納 枚数
資 格	A00000	岡 山 太 郎	○	3	31	△△市立〇〇学校	4
	① 退職又は死亡						
喪 失	K00000	倉 敷 花 子	○	4	1	(転出先) □□立△△小学校	/
	② 公立共済 他支部へ転出					(")	/
						(転出先)	
公 立 共 済 岡 山 支 部 内 の 異 動	④ 市町村費負担 組合員の同一 市町村内での 所属所異動						/
	⑤ 給与負担区分 の異動 〔 県費↔岡山市立(※) 小・中・高等学校へ 〕						※
	⑥ 給与負担区分 の異動 〔 県費↔市町村費 他の市町村費へ (上記⑤を除く) 〕						※
⑦ 再任用者	K00000	津 山 一 郎	○	4	1	△△市立〇〇学校	1

返納する組合員証と被扶養者証の合計枚数を記入

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合岡山支部長 殿
(一財)岡山県教育職員互助組合理事長 殿

所属コード 0 A 0 0 0

平成 ○ 年 4 月 1 日

電話番号

〒□□□□ - □□□□ (□□□) □□□ - □□□□

所 在 地 △△市〇〇町〇-〇

所 属 所 名 △△市立〇〇学校

所属所長職氏名 校長 ○○ ○○



支部受付印

(*)・・・岡山市立の小・中学校及び後楽館高等学校のみを指す

- 1 報告書 ①、②又は③の場合……退職(死亡)前又は転出前の所属所長
④、⑤、⑥又は⑦の場合……新所属所長
- 2 提出期限 毎月2日(必着)
- 3 添付書類 ①又は③の場合……組合員証(被扶養者証及び高齢受給者証)
⑤の場合……辞令の写(※……異動により職員番号が変更になる方は組合員証(被扶養者証及び高齢受給者証)が必要)
職員番号については採用先・発令庁にお尋ねください。
⑥又は⑦(県費負担職員のみ)の場合……組合員証(被扶養者証及び高齢受給者証)及び辞令の写